

慶 弔 規 程

(目 的)

第1条 本規程は、公益社団法人茨城県測量・建設コンサルタント協会（以下「協会」という。）定款第5条第1項第1号に定める正会員（以下「会員」という。）の相互扶助及び協会就業規則第22条の規定に基づく慶弔見舞金の支給について定める。

(届 出)

第2条 会員は、本規程に該当する事由が発生した場合は、直ちに事務局に届出なければならない。

また、会員が諸般の事情により届出できず、他の会員が知りたる場合は、直ちにその会員が事務局に連絡しなければならない。

(連 絡)

第3条 事務局は、第6条、第7条及び第9条に該当する旨の届出又は連絡を受けた場合は、直ちに会長及び総務広報委員長と協議し、その指示により他の会員にその旨通知しなければならない。

(適 用)

第4条 本規程は、顧問に適用することができる。

(慶事祝金)

第5条 会員が次の各号に掲げる慶事に該当する場合は、祝金を贈る。この祝金の額は、その都度、理事会において決定する。

- 1 本社事務所の新築落成の場合
- 2 記念行事等（大きな行事）の場合

(傷病見舞金)

第6条 会員の代表者及び職員が傷病により10日以上入院した場合、見舞金を贈ることができる。この見舞金の額は、3万円以内とする。

(災害見舞金)

第7条 会員の事務所、会員の代表者及び職員の自宅等が火災その他の災害に遭遇した場合は、災害見舞金を贈る。この見舞金の額は、その都度理事会において決定する。

(褒賞祝金)

第8条 会員の代表者が国又は県から叙勲等の表彰を受けた場合は、祝金として3万円を贈る。

- 2 会員の代表者が交替により引退する場合は、3万円を餞別金として贈る。

(死亡弔慰金)

第9条 死亡弔慰金等の贈与は、次の各号のとおりとする。ただし、届出又は連絡が遅れ、花輪贈与の時間的余裕のない場合は、その代金相当額を贈与する。

- (1) 会員の代表者、顧問又は職員（「在籍5年以上の者に限る。以下「会員等」という。）が死亡したとき金参万円
香料 5万円 花輪1基 弔電
- (2) 会員等の配偶者、実父母が死亡したとき
香料 3万円 花輪1基 弔電
- (3) 会員等の養父母、実子、養子が死亡したとき（会員等が喪主の場合に限る。）
香料 1万円 花輪1基 弔電

(特 例)

第10条 弔慰金の取扱いに際し、本規程に該当しないが、第1条の目的に照らし相当の事由がある場合には、理事会の決定により、贈与することができる。

(その他)

第11条 本規程の改廃は、理事会の議決をよって行うものとする。

付 則

- 1 本規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 本規定は、平成24年3月26日から施行する。
- 3 本規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 本規程は、平成28年4月1日から施行する。
5. 本規程は、平成30年5月11日から施行する。